

令和元年 11 月の市民の声（全 19 通のうち 15 通）

◇しゃくなげ湖の観光利用について

【ご意見・ご提案など】

魚野川、三国川ダムシャクナゲ湖などの水エリアをグリーンシーズンの観光資源として、積極的に活用することを提案します！

カヤック、SUPなどが無料で楽しめることをアピールしたうえで、宿泊施設や周辺の観光スポットを紹介するなどしたらどうでしょう。

もちろん安全対策としてライフジャケットは必ず着用、川はさらにヘルメットの着用もお願いし、ジェットスキーや動力船は環境保護のため禁止などの、ルール作りも早いうちに作っておく必要があると考えます。南魚沼市の水エリアは日本でも有数の素晴らしいエリアであると思いますので、ご検討をお願いします。

（令和元年 11 月 16 日）

【お返事】

この度は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

「観る」観光から「体験」する観光へと個人の趣向や観光の形態が変化するなか、当市でも四季を通じて多くの人から来ていただけるよう取組を始めています。しかし、グリーンシーズンの誘客はまだまだ進んでおらず、今後の課題となっています。

昨年の夏に、しゃくなげ湖で南魚沼市初の SUP（スタンドアップパドルボード）が楽しめるツアーが行われました。このような取組が来年度以降も続くことを願っています。

ご提案をいただいたように、南魚沼の大自然が広がる中で、魚野川やしゃくなげ湖などにおいて、豊富な水資源を活用したアクティビティが始まり根付いていけば、当市への来客数

のさらなる増加が期待できます。今後もPR等に努めていきます。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇農業所得の申告について

【ご意見・ご提案など】

知人が「25年ほど前から農業所得は毎年1万円の税金を払って終わりにしている。正確な申告はずっとしていない」と話をしていました。

わずかな小作料や年貢でも「申告されていない」と指摘をしておきながら、片方では不申告を見逃しているケースがある。

その知人は「農機具を買った当初は減価償却費で落としていたが、その後もその時のケースをそのまま認めてもらっている。」「2年前に農地を買い増したが、正確な申告もしていないし、市からの督促もない」と話している。

市の税務課はどういう対応をとっているのか、疑問を感じる。こんなやり方ではまじめに申告している人間が馬鹿を見る。

文書にして「市民の声」として報告、掲示をしてもらいたい。

(令和元年11月17日)

【お返事】

居住者は、農業や小作料、営業などの所得がある場合は、ご自身の所得全体について確定申告または住民税の申告をすることが法令等で義務付けられています。当然その内容は、各申告者が正しい内容で申告することを前提としており、虚偽の申告に対しては罰則等の規程もあります。

例えば「農地からどれだけ収入が得られるか、その収入を得るためにどれだけの経費がかかるか」という事については、農業経営主の考え方や経営方法によりさまざまであるため、一概に「農地を〇〇㎡所有しているから〇〇円の所得」とすることはできません。そのため、収支内訳書や決算書などで内容を明らかにしていただきます。

平成31年4月時点で申告済みの方のうち、農業収入または

不動産収入のある方はそれぞれ 3,000 人以上、営業収入のある方は 2,000 人以上いました。その 1 件 1 件について市の税務課職員が内容を細かく確認するのは極めて難しい状況です。市では、申告者は自分の所得を法律に従い正しく申告しているという信頼の下、提出された申告内容に従い、住民税の賦課額を算出しています。

申告内容が誤っていた、あるいは変更が生じた等の場合は、遡及できる年数に限度はありますが、一度提出した申告の内容を修正することができます。その場合には税務課または税務署にご相談いただいています。

このたびのお知らせにより、市民の中には誤った認識で申告している方がいることが分かりました。今後、申告の案内等をする際には、罰則等があることを含め適正な申告が義務であることを周知し、より一層公平・更正な課税に努めていきます。また、知人の方に虚偽申告は違法であること、もし誤った内容で申告していた場合は申告書の提出先に相談した方が良い事をお伝えいただければ幸甚です。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇薪ストーブの補助金支出について

【ご意見・ご提案など】

薪ストーブやペレットストーブ普及に補助金を出しておられますが、公共機関として不適切な支出であると考えます。普及に伴う煙や臭いの苦情が寄せられた場合、自治体は対応できますか？木質ストーブは現在の法解釈では、廃棄物の焼却に当たらないとされ「廃棄物処理法」を根拠にした指導はできません。せいぜいホームページで「近所に配慮してください」と掲載する程度です。自治体に関与しないために、総務省の公害等調整委員会に持ち込まれた事案があります(長野県平成28年(調)第1号事件)。ストーブのトラブルを当人同士で解決すべき「民事」案件として「不介入」の立場をとるのであれば、ストーブを付ける、付けないも「私的」な事柄として「公金」を投入するべきではありません。煙や臭いによる相隣問題の火種を公金投入して蒔くだけ蒔いて、トラブルになったら当人同士で解決しろでは、あまりにもバランスを欠いています。また、海外の専門機関より、木質ストーブから排出される木煙には非常に細かい有害粒子が含まれており、「喘息」や「COPD」の原因になるとの指摘がなされています。

【米国環境保護局】

<https://www.epa.gov/indoor-air-quality-iaq/wood-smoke>

【カナダ肺協会】

<https://www.lung.ca/news/advocacy-tools/our-position-statements/residential-wood-burning>

環境省が木質ストーブを容認している以上、補助金を出す行為は確かに「違法」ではありません。しかし、呼吸器疾患との因果関係が指摘されているものに公金投与を行うのは「不適切」であり、公的機関としての「道義的」な責任は免れません。

少なくとも、木煙と呼吸器疾患との関係について我が国でもきちんと検証されるのを待つべきです。自治体においては現在、次年度予算編成期間だと思いますが、公金を投与すべきか否かは、単に化石燃料を使わないから省エネであるとの一点のみで判断されるべきではありません。呼吸器疾患との関係や、煙や臭いにともなう相隣問題の増加など「公衆衛生」や「住環境への影響」も検証されるべきです。呼吸器疾患との関係が指摘されている以上、現段階での公金投与は控えられよう強く要請いたします。

(令和元年 11 月 18 日)

【お返事】

「南魚沼市木質バイオマスストーブ等設置補助金事業」は、森林資源の循環利用の促進及び地球温暖化の防止を目的に、平成 21 年度から開始したペレットストーブの設置等に係る経費の一部を補助する事業です。薪ストーブは、平成 31 年から補助対象に追加しました。

ご指摘のとおり、家庭用薪ストーブやペレットストーブに対する規制は法制化されておらず、薪ストーブやペレットストーブの利用における煙害についてご理解をいただけないこともあります。

環境省が作成した木質バイオマスストーブ環境ガイドライン等によりますと、薪ストーブやペレットストーブから排出される有害物質を含む排ガスや臭いの主な原因は、乾燥が不十分な薪や建築解体材、農薬が付着した樹木、廃棄物等を燃焼させることや不適當な機械の取り扱いによるものと考えられています。

一方で、適當な燃料材を使用し、なおかつ正しい方法で機械を操作しても有害物質を含む排ガスが排出されるという検証結果もあり、薪ストーブやペレットストーブ等を取り巻く状況や問題点、課題が明らかになってきました。

最近では、専門家による薪ストーブやペレットストーブから排出される有害物質を含む排ガスを抑制する機械の実証実

験や、人体に対する影響等の検証が積極的に行なわれてい
ます。また、環境省では、健康被害に考慮した基準等を検討し
ていますので、環境省からの通達があった場合には、本補助
金事業を通じて設置業者や燃料供給者、利用者に対して正し
い知識や適切な取扱い方法を周知することができるものと思
えています。

今後は、国の動向を注視しつつ専門家の意見や他市町村の
状況を参考にしながら本補助金事業のあり方について検討し
ていきますので、ご理解をお願い申し上げます。

(担当：農林課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 守秘義務について

【ご意見・ご提案など】

守秘義務がない市の状況です。

2年くらい前、毎年8月に子育て支援課提出のもので、窓口で書類を確認後、担当職員より、ここからはプライベートになります。ここだけの話になるのでいくつか質問しますと言われ、私も誰にも漏らさず本当にここだけの話ですよねと念押ししました。そうしたら、ここだけの話で誰にも漏らしませんと、プライベートの質問を3~5点され終了。そして2、3か月後に福祉課での手続きの時だったと思うのですが8月に話したプライベートがもれて言ってきたので、「それどこで知ったのですか？」と尋ねると、「となりから」と。となりとは？と聞くと「子育てから」と。どうしてプライベートを他部署に話すの。守秘義務という規則は無いのですか。終わった後もその場を離れ、誰もいないテーブルに住所等がかかれた書類がおきっぱなしになっていたりしました。人に見られますよ。窓口のテーブルなので。約束を破ったことに関しては許せません。

(令和元年 11 月 18 日)

【お返事】

このたびは、2年ほど前の窓口での対応でご不快な思いをさせてしまいましたこととお詫び申し上げます。ご意見をいただいた守秘義務については、地方公務員法第34条に定められており、職員には在職中及び退職後もその義務が課せられております。

一方で、市役所の業務は大変多岐に渡っており、担当部署だけでなく他部署と情報共有を行いながら連携を密にし、お客様の負担を最小限に抑え、不利益が生じないように対応することも求められております。

今回の件では、業務の関係上、福祉課と情報共有が必要な案件であったため、聴取させていただいた繊細な情報を共有

させていただきました。しかし、窓口でのご説明が不足していたため、ご不快な思いをさせていただきました。また、窓口での書類の取り扱いについても、個人情報に記載されている重要な書類であるという認識が不足していたと反省しております。

今後は、さらに守秘義務を徹底すると同時に、業務上、他部署との情報共有が必要な案件については、お客様の了承を得ながら適切な対応を行ってまいります。また、書類の取り扱いについても、今後このようなことがないようにカウンターのある部署全体の取組として現状を再確認し、管理を徹底するよう指導してまいります。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

(担当：子育て支援課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇学童保育・短時間勤務について

【ご意見・ご提案など】

現在、保育園の年中の子どもを育児しながら働いている者です。これからを考えると不安でどうしたらよいのかとメールさせて頂きました。

サービス業ですので通常夜 19 時半まで仕事で、今は時短社員で働けていますが、あと一年で小学校にあがれば時短では働けないので、仕事を転職かまたはパートで生活収入が減ります。学童やファミリーサポートなどでは 18 時や 19 時までですし、お金もかかります。祖母や祖父は高齢で今後は運転も危ういので厳しいです。ですので、懇願したいのは学童を 19 時までにしていただけると助かります。

また全国では子育てではなくとも時短社員という制度があるようなので南魚沼市で会社の社員育成、人員確保の為に是非子育てではなく時短社員制度を推奨、浸透させていただけると今までの技術、知識を生かせ、なおかつパートより収入がありますので生活していけるため、転職を余儀なくされる事も改善できるのではないかと思います。私だけではなく同じように不安に感じているかたがいるのではないのでしょうか？企業はなかなか求人を出しても人は入らず、また子育て、介護で働けずでの悪循環。諦めるのではなく伝えてみようと思ひメールしました。どうかご検討のほど宜しくお願いします。

(令和元年 11 月 18 日)

【お返事】

1. 学童保育について

学童保育は市内 20 か所で開設しており、7 月 1 日現在で 824 人の児童が在籍しています。そのうち、19 時まで延長保育を実施しているのは 3 クラブ、19 時 30 分まで実施しているのは 1 クラブです。公立の保育園は、半数以上が 19 時まで延長していますから、その違いに驚かれたかもしれません。

保育園では、職員の出勤時間を前後に調整するなどして延長保育を実施していますが、学童保育では職員の数が少なくそれができません。城内小学校のどんぐりクラブなど13クラブを運営しているNPOすまいるネットでは、職員を募集しても応募がなく、数クラブで待機児童が発生しています。学童保育の支援員は、一般就労よりも働く時間が短く、収入が少ないことから避けられていると感じています。

今後も支援員の確保に力を尽くしますが、仮に支援員を雇用できたとしても、待機児童の解消を優先させていただくこととなります。いずれにせよ、すぐに解決できる問題ではありませんので、まずは延長保育を18時30分までご利用いただき、ファミリーサポートセンターを補助的にご利用いただければと考えます。現状をご理解いただきますよう、お願いします。(ファミリーサポートセンターは19時まで1時間600円、19時以降は1時間800円の設定で、22時までご利用可能です)

2. 短時間勤務について

現在、多様な働き方としてテレワーク、フレックスタイム制度や、ご質問にある「短時間勤務・短時間正社員制度」を実施する企業が多くなっているようです。

「改正育児・介護休業法」に基づく短時間正社員は、これまで企業が正社員に求めてきた働き方では活躍が難しい、意欲・能力の高い人材を正社員として確保し活躍できる制度であり、企業の人材不足という課題を解決し、時間の制約がある人もワーク・ライフ・バランスを実現でき得るものと考えます。

すでに2012年7月1日から常用雇用を行っている企業には原則として義務化されていますが、少なからず短勤務正社員制度は働く人や企業側の両者に課題があったり、企業の規模や業種、部門や業務内容によっても導入が簡単ではない企業もあるようです。

市としましては必要により法や制度の周知に努めてまいりますが、あくまで働く人と企業側の双方で多様な働き方を考えていただき、より良い働き方を推進していただきたいと考えます。

(担当：学校教育課・商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇住民税の非課税について

【ご意見・ご提案など】

市から支給される手当やさまざまな恩恵を受ける時の条件に「住民税の非課税世帯」という項目がよくあります。1人暮らしをしている場合に、病気で働けなく収入がゼロでも均等割があるため支給対象から外されます。

- ・1人暮らしだと自分だけなので全く収入がない→対象外
- ・扶養されていて世帯に収入がある→対象

これはどう考えても逆だと思います。

うつ病やガンなど、長期の就労不能な状態で収入がないのに均等割があるのでだめだなんておかしいと思います。

これでは一人暮らしの人は永遠に対象にはなれず不平等です。

(令和元年 11 月 19 日)

【お返事】

市が行う行政サービスにおいて、低所得者への配慮により「住民税の非課税」が対象となる個人負担の軽減などが行われることがあります。ご意見をいただいた「住民税の非課税」については、ご認識が実態と異なっておりますので下記をご覧ください。

1. 住民税は、所得割額と均等割額の合計です。

2. 所得割額について

所得割額は前年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得金額を基礎に計算されます。

(例) 平成 30 年度末に勤めていた会社を退職した人の場合

平成 30 年度中から平成 31 年 3 月末まで会社に勤め一定以上の収入があったが、平成 31 年 3 月末に退職したので、平成 31 年 4 月以降現在まで収入が無い。



令和元年度の住民税は平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得を基に計算。



令和元年度の住民税は平成 30 年中の所得から計算されるため、非課税ではなく課税になり、令和元年 6 月に住民税の納税通知書と納付書が届く。

3. 「均等割がかからない人」について

- ①前年中の所得金額が、「28 万円×(扶養人数+1)+16 万 8 千円(扶養になる人がいる場合のみ)」以下の人
- ②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に該当し、前年中の所得額が 125 万円以下の人
- ③生活保護法の規定による生活扶助を受けている人のいずれかに該当する人です。

1 人暮らしでも、所得が基準以下の場合には、「非課税世帯」になります。ただし、非課税の判定をする所得は、あくまでも「前年の所得」です。そのため、「収入がゼロになった」と「非課税世帯になる」時は、必ずしも一致しません。

また、「非課税世帯」とは、同一世帯の全員が住民税非課税となっている世帯のことです。同一世帯で非課税者を扶養している人（扶養者）に十分な収入があり、扶養者自身に住民税が課税されている場合は、「非課税世帯」にはなりません。

以上のとおり、一概にご意見の「1 人暮らしだと永遠に非課税にならない」という仕組みではありません。また、行政サービスを行うにあたり、低所得者と判断する基準として「住民税の非課税」を用いることについては、合理性があると考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇国道 291 号の拡幅について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼生まれで東京暮らしの後、Uターンして市民になりました。買い物も、駅や市役所に行くのもひたすら歩くほがなく、いつも 291 号の道路の狭さに恐怖を抱いています。

地元の人たちは車が当たり前で、徒歩の人を（学童は別に保護されているが）変人扱いのごとく、スピードを緩めず肩すれすれに走行しています。雁木通りに入るまでは、数十センチしかない歩道に命がけです。雪道になったら超危険です。道路拡幅をしてほしい。高齢ですが納税者です。若者、子供ばかりを優先しないでください。免許返納者だけ特典があり不満です。

（令和元年 11 月 20 日）

【お返事】

国道 291 号の泉田入口付近から六日町小学校入口付近まで（以下、「本区間」）は、六日町小学校の指定通学路になっていますが、歩道がなく幅員も狭く危険なため、地元行政区からも歩道整備などの要望が出されています。

このため市は、国道 291 号の道路管理者である新潟県（南魚沼地域振興局）に道路改良を要望してきましたが、道路の拡幅工事に伴い移転が必要となる建物が多いことなどから、道路改良の事業化は極めて困難であると回答を得ています。

新潟県は現在、本区間の交通量減少を目的の一つとして、市営西泉田住宅の南側に国道 291 号バイパスを新設する事業を実施していますが、今後も引き続き新潟県に本区間の改良要望を行っていきます。

降雪期の徒歩による移動が難しい場合には、市民バスや路線バスなどの公共交通機関の利用も検討いただきますよう、お願いします。

（担当：建設課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇百歳訪問について

【ご意見・ご提案など】

令和元年に百歳を迎えた施設に入所している養母が、お祝いで賞状をいただきありがとうございました。10月1日号の市報で「百歳おめでとうございます」として、9月15日に市長表敬訪問を受けた皆さんの写真が掲載されていますが、訪問しない人はせめて住所と氏名だけでも載せてもらうことができません。できないのであれば、理由を説明してください。

(令和元年11月20日)

【お返事】

毎年、市では100歳の長寿のお祝いとして、当該年度中に100歳の誕生日を迎える人を対象に、9月の敬老の日に市長による表敬訪問を計画し、100歳の祝い状と記念品、祝い金を贈呈しています。市長による表敬訪問については、対象となる人に対して事前に調査を行い、希望された人に行っています。市報への顔写真の掲載については、表敬訪問を希望された人の中で、本人、家族に了承をいただいた場合に掲載しています。

今回は、市長による表敬訪問の希望調査に対して入所施設から「希望しない」という回答をいただいたため、市から本人と家族に市報掲載等について確認をしていませんでした。入所施設では、家族に対して市長の表敬訪問の希望について確認していましたが、表敬訪問をされた人のみが市報に掲載される旨の説明が不足しており、配慮が不足し申し訳ありませんでした。

今後は、いただいたご意見を参考にしながら、表敬訪問を希望しない人に対しても市報に名前と行政区を掲載するかどうかの希望を調査し、市報への掲載を検討していきたいと考えます。

(担当：福祉課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇子育ての駅ほのぼのについて

【ご意見・ご提案など】

11月23日に観光した際に利用させていただきました。

子育ての駅ということで市外の人もご利用くださいとネットで掲載されているのを拝見し、0歳のミルクやおむつ交換の時に立ち寄らせていただきました。

しかし、子育ての駅というわりには、対応がとても残念でした。

ミルクのお湯が無くなったのでいただけませんかと職員にお願いしたところ、「ありません」としか返事がなく、給湯室がありました。物置として封鎖されており使用できませんでした。また、おむつの交換台は男性トイレにしかなく、おむつを捨てるゴミ箱さえありませんでした。

これのどこが子育ての駅なのでしょう。サービスエリアや道の駅などいろいろなところを利用しますが、あまりの対応や設備にがっかりしました。駅という名をつけるには、あまりに物がなさすぎです。ただの公園と同じだと感じました。今後も子育ての駅と名乗るなら早めに対応を改めてください。

(令和元年11月24日)

【お返事】

このたびは、子育ての駅における職員の対応によって不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。

ご指摘いただいたミルク用のお湯が出ない状態と給湯室が使えない状況については、早急に改善しました。

おむつ交換台については、男性用トイレのほか広場にも設置しています。また、発生したごみはお持ち帰りいただくことになっているため、ゴミ箱は設置していません。いずれについても、ご案内が不足しており申し訳ありませんでした。

今後は、施設の利用案内やルールをわかりやすくご案内するよう改善し、おこしいただいた皆さんに、さらにご満足いただけるよう努めてまいります。

(担当：子育て支援課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇新ごみ処理施設の建設について

【ご意見・ご提案など】

新ごみ処理施設の建設について、日々お忙しい中ご検討いただきありがとうございます。

国際大学の用地での建設について、私自身は賛成です。広い用地で、次期建設するにも、適切な場所だと感じますし、住民説明の際に市長や担当者が伝えてくださったように、都心部のまちなかでも環境課題をクリアできる処理施設であれば心配はしていません。

ここで、ひとつご提案させていただきたいのですが、国際大学の広い用地を使用するのであれば、ごみ処理施設の他に企業の呼び込みはできないでしょうか。

せっかくの大自然。高知県高岡郡越知町のように、スノーピークとコラボして、地域と人間性の回復ができるまちづくりができないでしょうか。ごみ処理をする際の熱を利用して入浴施設をプラスしても高齢者が喜ぶだけです。キャンプ場を整備しながら、自然を楽しみ、入浴もでき、地域の活性化にもなるかと思えます。ご検討ください。

(令和元年 11 月 25 日)

【お返事】

国際大学用地内にごみ処理施設建設の他に企業を誘致し、新ごみ処理施設より排出される余熱を利用した入浴施設や健康増進施設の整備についてご提案をいただきありがとうございます。

新ごみ処理施設から発生する熱エネルギーの利用、「健康」をキーワードとし、健康増進施設や温浴施設の整備のほか、発電して近隣の公共施設に電気を提供することなどが可能であると考えています。また、国際大学、北里大学保健衛生専門学院の学生をはじめ、幅広い年齢層の人が集える施設の整備についても検討したいと考えています。

ご提案をいただいた企業との連携やキャンプ場の整備につきましては、健康増進や地域活性化につながるユニークなご提案であると考えます。よりよい併設施設の設置のため、その必要性や設置による効果などを調査し、検討していきたいと考えています。

(担当：新ごみ処理施設準備室)
問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇新ごみ処理施設の立地問題について

【ご意見・ご提案など】

国際大学、スイカ農家の反対を新聞で見ました。八色スイカと言えば、有名なブランドスイカの産地です。そこに立地するのはどうかと思います。安全であるというのであれば、どこの地区でも良いはずです。

大谷町長時代に余川野瀬ヶ原に当時開発公社で4haの土地を購入して、その後何も計画されず近年は市の財産になっているようです。

八色の立地をもう一度考え直してはどうかと思います。

(令和元年11月25日)

【お返事】

ご意見をいただきましたごみ処理施設建設用地につきましては、予定地の選定に関する方針として、2市1町の中心的位置であって、収集運搬において負担が偏ることがなく、中間集積施設等を建設する必要のない位置関係にあることを1つの基準として選考を行っています。その方針のなかで、国際町（国際大学地内）が新ごみ処理施設建設用地として一番の適地であると考え進めてきました。

ご指摘いただいた農作物への風評被害を懸念する声は、予定地周辺で耕作されている集落の人たちから多く聞かれています。現在稼働中の施設周辺において、風評被害は何ら発生していないことや、排ガス、排水等の管理を徹底し、客観的な数値を示して安全性を証明することで、風評被害は防ぐことができるものであると考えています。実際にごみ処理施設が近接している山形県のサクランボ農園や静岡県のお茶畑など、農産物の生産地へ聞き取り調査を行いました。風評被害の発生は確認できませんでした。

しかし、地元住民の皆さんからは心配する声があがっており、施設建設用地選定は慎重に進めていきたいと考えています。なお、ご提案いただきました野瀬ヶ原の市有地についま

しては、西山側に六日町断層帯があることなどから、施設建設においては適地と考えていませんのでご了承ください。

(担当：新ごみ処理施設準備室)
問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇若者に活気がないと感じることについて

【ご意見・ご提案など】

最近の市内はなんだか寂しい気がしております。自分の若い頃はもっと街に活力があって若い人が大勢いたように感じます。今の街中は若い人があまりいないように感じます。

私自身年を取ってしまったのでそう思うのでしょうか。それならば自分の思いすぎですので心配はないのですが、若い人がいないと何となく活気がない気がしてしまいます。これから明るい街になっていくのであれば心配しませんが、若い人たちの活気がなく感じてしまうのはどうしてでしょうか。若い人が少ないのは理解できるのですが、もっともっと若々しさがほしいと思うのは私だけでしょうか。

公職についている人が幸せということはないと思うのですが、市民の生活が沈んでいるのでしょうか。市民の生活状況を調査し皆さんの生活が落ち込んでいるのでしたら皆が平等に生きていける様気配りをお願いします。

その事始めに市民の収入を調べていただきたいのです。平民がそういうことはできないと思うので、公職の立場で調査いただけたらとても有難いことです。その結果を見てあまりにも格差がありすぎだとしたら公職の皆さんも一緒に市民の皆さんと同じ立場で考えてみて戴きたいのです。自分のような年寄りが何を言っても通用しないかもしれませんが、一考をお願いします。徐々に発展していく事を願っております。お願いします。

(令和元年 11 月 26 日)

【お返事】

若い人たちに活気が無いように見えるというご意見について、少子化や人口減少などに伴い、若い人たちの人数が減っていることは事実です。しかし、必ずしも若い人たちが活気を失っているということではないようです。

私たちの地域は以前に比べて、新幹線や高速道路といった

高速交通網をはじめ、社会インフラの整備や移動手段の多様化により利便性が向上し、手軽にさまざまな余暇の過ごし方を選択できるようになりました。仕事や働き方の選択も同様で、その範囲は市内にとどまらず広範囲に及んでいます。

また、スマートフォンなどの情報端末の普及により、店舗や商品などの情報や社会の動きが自宅に居ながら即座に入手できるようになったほか、流通網の発達もあり通信販売が商品の手軽な購入手段となりました。そのため、以前のように店舗を巡って情報を集めたり、商品を品定めしたりといった、街中を歩くことは極端に少なくなっています。

このように、現代社会はインフラ整備や情報化の技術革新により多様化し、高度で複雑な社会に変貌しました。家に居ながら何でもそろそろ便利な世の中ですが、変化が急速なため、それらに対応できる人や企業は限られ、財政力の豊かな大都市にサービスと人材が集中する傾向にあります。それらが南魚沼市をはじめとした地方都市から人材や担い手を流出させる要因となっており、人口減少と人手不足は日本社会の構造的な問題として是正に向けた取組が必要となっています。

これらのことから、市内においても、街中の商店街では徐々に集客力が低下し、にぎわいが失われています。駅前や商店街に人けが少なく、後継者不足などにより閉店した店舗もあります。若い人たちに活気がなくなっているというよりも、商店街など街中に活気がなくなっている状況です。

しかし一方で、市内には起業を志す若い人たちも現れており、六日町駅前通りなどでは飲食業を中心に空き店舗の再活用が進んでいます。市でも創業や起業の支援を行いながら、商工業の活性化を進めたいと考えています。

市民の生活状況の調査については、一般的には市町村民所得という形で公表され、自治体ごとの数値は誰でも調べることができます。ご意見の趣旨は、「市民一人ひとりの生活の状況をよく見て、必要な支援を必要な市民が享受できる社会にしてもらいたい」ということかと思えます。市民を誰一人取り残さない社会の実現は、行政の目標であると同時に、社会

全体、市全体で目指すべき目標であると考えています。

市では、さまざまな要望や課題に対し、十分に調査・検討したうえで、公平で偏りのない市民サービスの提供に努めています。しかし、社会情勢の変化に伴い市民の生活様式や働き方も大きく変化し、さらに多様化しており、それに合わせて新たな課題が生じている状況です。これからも寄せられる意見や要望を一つひとつ丁寧にお聞きしながら、分け隔てのない公平な行政サービスの提供に努めるとともに、市民のみなさんと協働しながら市全体で暮らしやすい安全安心なまちづくりを進めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇納骨堂の設置について

【ご意見・ご提案など】

納骨堂を南魚沼市に作っていただきたいです。

私は3年前に妻を病気で亡くしました。独立して南魚沼市に家を建てて住んでいます。子供は独立して関東に住んでいます。私が亡くなれば、お墓を購入しても墓守がいません。私のような状況の人がこれから増えてきます。

また、過疎化により墓守がいないために、先祖からのお墓を処分しなければならない人も沢山あります。南魚沼市の家族構成を確認していただければと思います。都会では納骨堂が足りない状況です。南魚沼市の財政にプラスになると思います。是非ともご検討をお願いいたします。

(令和元年 11 月 20 日)

【お返事】

市では、市営の納骨堂を南魚沼市斎場の敷地内に設置しています。相続人や引取者のいない死亡人の遺骨の保管を目的としており、保管から20年経過後に適正に処理（^{ごうし}合祀）することとしています。しかしながら、この納骨堂は、いわゆる永代供養を目的とした納骨堂ではなく、上記の目的のとおり、やむを得ず遺骨を市が保管する場合に用いる施設となっております。

ご意見をいただいた納骨堂は、永代供養をするためのどなたでも利用可能な墳墓（以下、「永代供養墓」）だと思われま

す。現在、市営の墓地や永代供養墓などはありません。しかし、市営墓地の設置を望む声が少なからずあります。また、将来的にはご遺族が日常的に管理をする必要のない永代供養墓の需要が高まることも予想されます。

市としては、市内墓地の状況や市民の需要、設置効果などを十分に考慮したうえで、市営墓地の設置を優先に、永代供

養墓の設置についても検討を進めていきます。

(担当：環境交通課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ゴミの分別について

【ご意見・ご提案など】

私は、今の地球環境に危機を感じる一市民です。

近年、地球温暖化の影響と思われる台風の巨大化、線状降水帯による同一地帯に次々とかかる豪雨の雨雲、多くの命を奪い避難民を毎年数か所で生じ（地球上のあちこちでも水害、巨大ハリケーン、火災、砂漠化等）、ここ数年は急速に被害が増えていると感じるのは私だけではないでしょう。

そこで、本題ですが、市では今使っている可燃ごみ焼却炉の老朽化で新しい施設を建設予定ですが、設置地区から反対等がありもめているようです。私は是非、新しい焼却炉はやめて（ともすると、ごく小規模のはやむを得ないかもしれませんが）細かな分別を市民の中に根付かせる方向を目指して欲しいです。とても大変なエネルギーがいる事柄ですが、今、起きている心配な地球環境のことを市民の一人一人が真剣に考えたら問題は何とか乗り越えられそうに感じます。それには、今増えているシルバー世代の力を利用するのが有効と考えます。一例として、各地区である程度分別された家庭ごみ（汚れは家庭で洗って出す条件）を1時間いくらかで細かく分別するなど、生ごみは肥料にする等リサイクルに。まずは、各地区でごみ問題について懇談会を開いて市全体の問題とし、どうやったら一番安全安心に問題解決につながるか、まずは新施設に待ったをかけたいです。この南魚沼からごみ分別を世界に広められたら、すごく市のアピールに。

（令和元年 11 月 27 日）

【お返事】

このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございました。

市では、家庭から出るごみは、ごみの分け方・出し方ガイドブックにより分別して出してもらっています。その中で、リサイクルできるものとリサイクルできないものに分別して

います。分別により再資源化しているごみは、紙類、金属類、ガラス瓶、古着・古布、ペットボトル、白トレイ、発泡スチロール、廃食油、不用食器、蛍光灯、乾電池、剪定した枝など多岐にわたっています。このように、現在でも細かく市の分別は行われていると考えます。

確かに分別を徹底し、焼却炉を持たない方針の自治体もあり、そこでは分別を徹底するためにシルバー人材センター等からお手伝いをいただいているケースもあると聞いていますが、これは市民に多大な負担を強いることもあり、本市での実施は極めて困難であると考えています。

家庭から出されたごみが、全部焼却炉で燃やされているという事ではありません。焼却されるごみは、生ごみ、紙おむつ、ゴム・革製品、汚れのひどいプラスチック容器などリサイクルできないものが焼却されます。生ごみについても、堆肥化し、ごみを減量できるように家庭用生ごみ処理機を購入した方に対して補助金を出しています。

各地区でごみ問題を考えてもらうことについては、ごみの分別と再資源化、ごみ処理の現状と問題点を周知するため、「考えようごみ問題」として市民ふれあい講座を開催しています。

また、今年度の途中からになります。市指定ごみ袋を従来のポリエチレン製から、非食用米を10%原料にしたバイオマスプラスチック製ごみ袋に切り替えます。非食用米の再資源化とプラスチック利用の抑制により環境問題への市民意識の向上が図られることを期待しています。

今後も、ごみの減量化やリサイクルを進め、環境問題について検討を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇病児保育について

【ご意見・ご提案など】

病後児保育は六日町にあります。病児保育が六日町に無いのです。ご不便です。

病院に行き、医師連絡票を書いてもらった後、浦佐花てまりに行くのは遠く大変。預けられる身内がいないうえ、仕事を泣く泣く休まないといけない時がある。

知り合いのお母さんが、熱の子供を家に置いて仕事に行き、帰ったら亡くなっていたという話を聞いたことがあります。そのようなことが起きないように、熱でも預かってくれるシステム（病児保育←できれば小学6年くらいまで）を、どうかお願いします。六日町病院の近くとか、六日町図書館付近。病院の近く希望です。子育てしやすい環境をお願いします。

（令和元年 11 月 28 日）

【お返事】

意見をいただきました病児保育施設（以下、施設）が六日町・塩沢地域にないことについては、昨年、子育て世代を対象に行ったニーズ調査でも、同様のご意見がありました。

その中では、多くの方は子どもが病気にかかったら、親が世話をすべきとの認識でありました。しかし、どうしても仕事を休めない場合には、病児も預かる施設が必要となりますが、六日町・塩沢地域には施設がないため、不便であるのご意見がありました。

近年、核家族化の進行と祖父母などが近くに住んでいない世帯が多くなっていることも、施設が必要になる要因の一つであると認識しています。

市としても、当該地域に施設を設置したいと考えておりますが、開設する場所や医師不足、看護師不足など多くの課題があります。また、施設の運営においては、予約者の当日無断キャンセルが頻繁にあり、本当に困っている方々が利用で

きない、子どもの受入れ実績が増えないなどの多くの問題が発生しています。

これらの問題を解決しつつ、本当に必要な方が病児保育事業を利用しやすくなるよう取り組んでいきます。

(担当：子育て支援課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658